

国都公景第 93 号
令和 4 年 12 月 9 日

都道府県・指定都市
都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

(公 印 省 略)

都市公園にシェアサイクルポートを設置する場合の取扱いについて

「令和 4 年の地方分権改革に関する提案募集」において、都市公園法上の公園施設にシェアサイクルポートが含まれている旨を明確化することについて提案があったことを踏まえ、シェアサイクルポートに関する都市公園法の運用上の考え方について、下記のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨周知いただくようお願いいたします。

記

都市公園法施行令第 5 条第 6 項に規定する駐車場には、自転車駐車場も含まれる。自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートは自転車駐車場の一形態であることから、同項に規定する駐車場に包含されるものであり、既存の公園利用者又は将来的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば、都市公園の効用を全うする施設として認められ、都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号の便益施設として公園施設に該当すると解して差し支えない。なお、「コミュニティサイクル」、「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を賃貸する事業の用に供されている自転車駐車場についても同様である。